

事 務 連 絡

平成21年2月6日

居宅介護支援事業者 様

各務原市健康福祉部高齢福祉課長

介護保険制度改正による要介護認定等の実施について

介護保険制度の推進につきまして、日頃からご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、各務原市では平成21年度より改正される新しい要介護認定制度につきましては、平成21年3月31日の有効期限の方から、新制度での要介護認定事務を実施できるよう準備をすすめ、システムの改修を実施しました。

しかし、実施2日前の平成21年1月28日に、国より通知（別紙参照）があり、新たな介護認定制度については、4月1日以降の申請者に対して適用することとされました。そのため、各務原市では再度システムの改修が必要となり、更新申請手続きの受付が出来なくなり、皆様には大変ご迷惑をおかけいたしていました。

このほどシステムの改修が完了し、2月6日より通常通り、更新申請の受付が可能となりました。

なお、認定調査も3月31日までの申請者は、現行制度による調査になりますのでよろしく願いいたします。